

令和7年5月19日

各業所管官庁 担当部局 御中

デジタル庁国民向けサービスグループマイナンバーカード広報担当
警察庁交通局運転免許課
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
法務省民事局民事第一課
外務省領事局政策課海外邦人マイナンバーカード支援室
外務省領事局旅券課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知の御協力について
(依頼)

平素より、マイナンバー制度の推進・活用に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。
マイナンバーカードの取得等の促進については、全業所管官庁を通じて関係業界団体等に対する要請を行ってきているところですが、マイナンバーカードの有効申請枚数が1億1千枚を超え（2025年2月28日現在）、今後はカードの利便性が求められるところ、以下の点について、是非、更なるマイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

各府省庁におかれましては、下記（1）のとおり、所管業界団体等に対してマイナンバーカード活用に向けた積極的な周知について要請していただきますとともに、（2）の関連資料について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

（1）要請文の発出

- ① 所管業界団体等及びその会員事業者への呼びかけに係る通知のひな形（別添1及び別添1-2）及び独立行政法人等への呼びかけに係る通知のひな形（別添2）をご活用下さい。なお、各府省庁の所管業界や団体等の実態を踏まえ、各府省庁の判断で適宜、要請文の文言は修正いただいて問題ございません。
- ② 通知の添付資料として別添の「マイナンバーカード利活用についてのお知らせ」、「参考資料」をご使用ください。
- ③ 通知の発出先については、各府省庁の所管業界や団体等の実態を踏まえ、各府省庁においてご選定いただきますようお願い申し上げます。なお、「独立行政法人等」には、各府省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。
- ④ 通知の発出は、可能な限り速やかに実施して下さい。なお、各府省庁及び業界団体

等における取組状況については、後日ご報告していただき、次回会議「マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議（第8回）」（実施時期未定）において当庁から取りまとめ結果を発表させて頂くことを予定しています。（フォローアップの詳細・様式については、後日連絡いたします。）

- ⑤ 上記③のほか個別に所管業者のマイナンバーカードを使った実績等についてお問い合わせさせて頂くことがあります。その場合は個別に連絡させていただきます。

（2）関連資料

関連資料につきましては、右記のQRコードのリンク先のデジタル庁ウェブサイト「広報資料」(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources)のページ下部にある「マイナンバーカード活用等に関する周知用資料」をご参照ください。

また、このほかにも既存のリーフレット等につきましても、同ページに掲載しておりますので、是非ダウンロードの上、メールでの周知やイントラネットへの掲載にご利用ください。



デジタル庁国民向けサービスグループ マイナンバーカード広報担当 和泉・山田

電話 03-6872-6450（直通）

警察庁交通局運転免許課 佐藤

電話 03-3581-0141（代表）

総務省自治行政局住民制度課 マイナンバー制度支援室 植田、柴田

電話 03-5253-5366（直通）

法務省民事局民事第一課 清水、古川

電話 03-3580-4111（代表）

外務省領事局政策課海外邦人マイナンバーカード支援室 馬場

電話 03-5501-8152（直通）

外務省領事局旅券課 西條

電話 03-5501-8149（直通）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室 草野・富田・土山

電話：03-3595-2174（直通）